

第19号議案

加東市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

加東市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(加東市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 加東市水道事業の設置等に関する条例(平成18年加東市条例第171号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 前	改 正 後
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10

万円以上である場合とする。	万円以上である場合とする。
---------------	---------------

(加東市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 加東市病院事業の設置等に関する条例（平成18年加東市条例第174号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により病院の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により病院の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

(加東市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 加東市下水道事業の設置等に関する条例（平成19年加東市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

(加東市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第4条 加東市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和3年加東市条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 前	改 正 後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は市の職員(同法<u>第243条の2の2第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) <u>第173条第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は市の職員(同法<u>第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) <u>第173条の4第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第19号議案 要旨

加東市水道事業の設置等に関する条例等の一部改正（要旨）

1 改正理由

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）の一部が改正されることから、法及び令を引用している条例について、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

次に掲げる条例について、引用する法及び令の条のずれを改めること。

- (1) 加東市水道事業の設置等に関する条例（第1条関係）
- (2) 加東市病院事業の設置等に関する条例（第2条関係）
- (3) 加東市下水道事業の設置等に関する条例（第3条関係）
- (4) 加東市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（第4条関係）

3 施行期日 令和6年4月1日